

○内閣府令第一号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(審査)</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 規格基準型（消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品のうち、その安全性及び効果について十分に知見が得られており、かつ同一の分類に属する特定保健用食品が多数存在するものをいう。）に係る申請の場合</p> <p>二 再許可（消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品に軽微な変更をするものをいう。）に係る申請の場合</p> <p>三 食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(審査)</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

十一條第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認める場合であつて、消費者委員会が特定保健用食品の安全性及び効果の審査を行う必要がないと認める場合

2
〔略〕

(再審査)

第五條 〔略〕

2
〔略〕

3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、

当該特定保健用食品に係る法第二十六條第一項の許可を法第二十八條第

三号の規定により取り消すものとする。

第六條 第四條第二項及び前條の規定は、法第二十九條第一項の承認につ

いて準用する。この場合において、第四條第二項及び前條中「法第二十

六條第一項の許可」とあるのは「法第二十九條第一項の承認」と、前條

2
〔同上〕

(再審査)

第五條 〔同上〕

2
〔同上〕

3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、

当該特定保健用食品に係る法第二十六條第一項の許可を法第二十八條第

三項の規定により取り消すものとする。

第六條 第四條第二項及び前條の規定は、法第二十九條第一項の承認につ

いて準用する。この場合において、第四條第二項及び前條中「法第二十

六條第一項の許可」とあるのは「法第二十九條第一項の承認」と、前條

第二項中「法第二十八条第三号」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三号」と読み替えるものとする。

第二項中「法第二十八条第三項」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。